

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ゴンドラ作業開始前点検を行わなかった疑い～

名古屋東労働基準監督署（署長 伊達清隆）は、令和8年9月15日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

日本ビソー株式会社ほか1名

（所在地：東京都港区芝浦 事業内容：建設業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生法第27条第1項

ゴンドラ安全規則第22条第1項（作業開始前の点検）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和8年2月3日、愛知県名古屋市熱田区の外壁塗装修繕工事現場において、被疑者の雇用する労働者（31歳）がゴンドラを使用して荷揚げ作業を行っていたところ、ゴンドラの控えワイヤー（※）が断裂しゴンドラが大きく傾いた結果、被災者が墜落し死亡する災害が発生した。

※ゴンドラを吊り下げるワイヤーロープの一端を固定するためのワイヤーロープで、屋上の構造物等に取り付けられるもの。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、ゴンドラを使用して作業を行うときは、その日の作業を開始する前に突りょう、昇降装置等とワイヤーロープとの取り付け部の状態、巻過防止装置その他の安全装置の機能等の点検を行わなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時に作業開始前点検を行っていなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第二十条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十七条

第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。（以下、略）

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者。（以下、略）

第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。（以下、略）

○ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）

第二十二條

事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。

- 一 ワイヤロープ及び緊結金具類の損傷及び腐食の状態
- 二 手すり等の取りはずし及び脱落の有無
- 三 突りよう、昇降装置等とワイヤロープとの取付け部の状態及びライフラインの取付け部の状態
- 四 巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の機能

五 昇降装置の歯止めの機能

六 ワイヤロープが通っている箇所の状態（以下、略）